

働く人の『時間を大切にする三重県』宣言



『働く人の「時間を大切にする三重県」宣言』

3月6日（サブロクの日）に三重県庁において、三重県経営者協会、連合三重、三重県、三重労働局が、平成31年4月から働き方改革関連法の施行を控え、4者による『働く人の「時間を大切にする三重県」宣言』を行いました。（詳細は3項をご覧ください）

目次・主な内容

■ 三重経協News

2

■ れんらく・つうしん

9

■ 三重労働局News

8

■ 業務日誌

10

■ 事務局News

9

三重経協活動報告

第61回三重労使会議



第61回三重労使会議風景

2月12日（火）津都ホテル「伊勢西の間」にて、第61回三重労使会議を経営者側13名、労働者側15名の出席者で開催しました。

経協小倉会長、連合三重吉川会長両会長より、「2019年春季生活闘争への取り組み」、「最近の経済状況並びに労使交渉等について」の挨拶があり、その後、吉川会長から小倉会長に対し「2019年春季生活闘争に関する要請書」が提出されました。更に、各事務局より要請書についてそれぞれのスタンスの説明が行われました。また、3月6日に実施する働く人の「時間を大切にする三重県」宣言（案）についての説明の後、労使協働事業の取り組み報告を行いました。会議終了後、「労使セミナー①」では、三重労働局 下角局長よりご講演頂き、会場を移動して「労使セミナー②」として、春季労使交渉について連合本部・経団連より説明が行われました。

■労使協働事業報告

- ①三重労使雇用支援機構活動報告
- ②婚活事業「素敵な出会いの会」“ハピマリ”活動
- ③障がい者ステップアップ推進運動について

■労使セミナー①

演題：「2019年度労働行政について」

講師：三重労働局長 下角 啓司 氏



挨拶する小倉会長



講演する下角局長



労使セミナー②風景



小倉会長(右)に要請書を提出する
連合三重 吉川会長(左)

■労使セミナー②

講演：「2019年春季生活闘争方針」

講師：日本労働組合総連合会 総合労働局長 富田 珠代 氏

講演：「2019年版経営労働政策特別委員会報告」

講師：（一社）日本経済団体連合会 労働政策本部

上席主幹 新田 秀司 氏



講演する連合富田氏



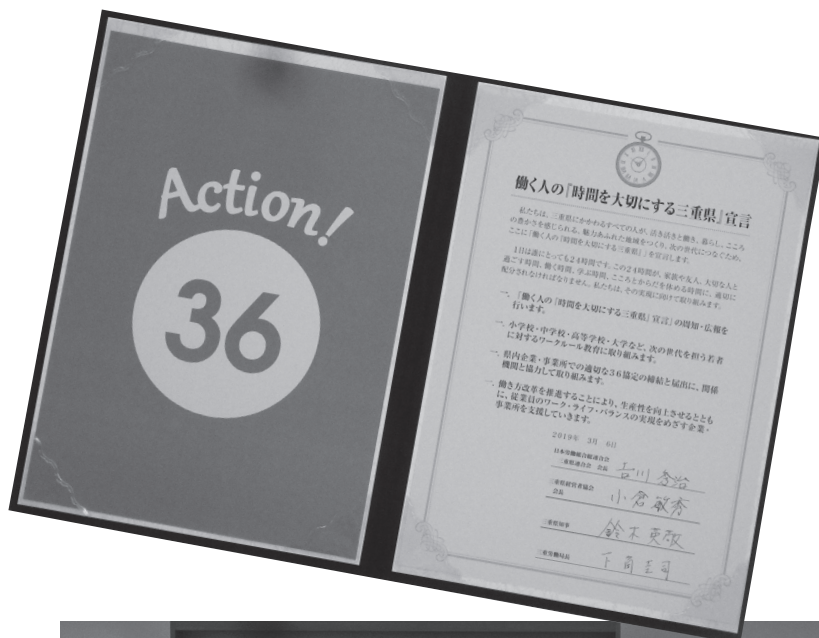
講演する経団連新田氏

「働く人の『時間を大切に』する三重県」宣言

4月1日より働き方改革関連法は、長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するとともに、ワーク・ライフ・バランスを実現する観点から、労働時間等に係る制度について見直しが行われます。これらは、労使はもちろんのこと、社会全体での取り組みが必要であり、3月6日サブロクの日に県庁プレゼンテーションルームにおいて、連合三重、経営者協会、三重県、三重労働局のトップ4者により宣言を行いました。

(宣言内容)

- 一、「働く人の『時間を大切に』する三重県」宣言の周知・広報を行います。
- 一、小学校・中学校・高等学校・大学など、次の世代を担う若者に対するワークルール教育に取り組みます。
- 一、県内企業・事業所での適切な36協定の締結と届出に、関係機関と協力して取り組みます。
- 一、働き方改革を推進することにより、生産性を向上させるとともに、従業員のワーク・ライフ・バランスの実現をめざす企業・事業所を支援していきます。



締結写真(左から鈴木三重県知事、吉川連合三重会長、小倉三重経協会長、下角三重労働局長)



集合写真

女性懇話会



女性懇話会風景

(内容) 講演：「これからのエネルギー・環境と地域創生」

講師：細川 昌彦 氏 (中部大学特任教授) (元中部経済産業局長)

- 過去からのエネルギーの変化
- 再生エネルギーについて
- 日本とドイツのエネルギー比較
- エネルギー政策のポイント
- 一長一短のエネルギー源
- エネルギーの地産地消



講演する細川氏

労務管理改善協力委員会 (1月第2部会活動報告)

1月18日 (金) プラザ洞津「末広の間」において、労務管理改善協力委員会1月第2部会を開催しました。当日は64名と非常に多くの参加者でありました。

岡本第2部会長 (株伊勢福) の挨拶に続いて講演が行われました。今回は、「働き方改革関連法案」が成立し、今年4月より順次施行される為、昨年10月に続き第2弾として開催しました。「時間外労働上限規制」「36協定の書式が新様式に変更」「労働時間の状況把握」「長時間労働者の医師面接指導の見直し」等を中心に行いました。

皆さんいよいよ施行まで残り2ヶ月半を切り、真剣に聞いておられ、最後は講師に対して個別に質問をされていました。

◆プログラム

講演テーマ「働き方改革関連法案への企業の対応について」(時間外労働の上限規制と36協定への対応)

- 時間外労働の上限規制の罰則付き強化
- 新様式の36協定への実務対応
- 労働時間の状況の把握の実行性確保
- 長時間労働者の医師面接指導の見直し

講師：社会保険労務士法人ナデック

代表社員 小岩 広宣 氏

(特定社会保険労務士)



挨拶する岡本第2部会長



講演する小岩講師



労管第2部会風景

(中部経協三県連携事業)

新入社員フォロー研修第3回「2年目社員へのステップアップ」

2月22日（金）プラザ洞津「孔雀の間」において、新入社員フォロー研修第3回「2年目社員へのステップアップ」を参加者38名で開催しました。

講師は(株)ソ・ラボ 代表取締役の山田将史氏と同じく今尾容子氏の2名の講師をお迎えし、前半は以前研修した社会人基礎力の振り返りを行いました。振り返りの中で、PCDAを改めて考え、サイクルを回すには意識が必要（行動目標を含めて）であり、グループ内で良かった点、悪かった点を討議しました。

その後、入社して今までの自分を振り返り、モチベーションが上がるきっかけとなった時期、モチベーションが下がるきっかけとなった時期をそれぞれ記入し、その上下するきっかけとなった出来事を記入して、ペアになりお互いでフォローしました。

また、社会人基礎力に必要な12項目を個々で自己評価した後、事前に参加者の上司・先輩から記入して頂いたアンケートを基に、理想の2年目までに必ず身に付けること・習得すべき業務スキルを記入しました。後半、課題発見力を鍛える為に、「あるべき姿（理想像）を追求する姿勢」「根本原因を追究する姿勢」を学び、ロジックツリーを使って実践しました。ロジックツリーの3種類の中で、Whyツリー（問題の原因を考える）を2つの例題を使ってグループワークしました。また、自分自身の課題についてペアでロジックツリーを使って補完しました。最後に問題解決シートと行動目標を記入して終了となりました。

新入社員が入社するまで残り約1ヶ月強となり、そろそろ1年生の気分から脱して2年生となる意識付けを行い、新入社員から憧れる先輩となって良き相談相手となり、先輩・上司から「人在」からステップアップし、役に立つ「人材」へ転換する内容の研修でありました。

研修の目的

- ①半年の振り返り ②シンキング（課題発見力、計画力、創造力）

ルール

- ・礼儀礼節を守る ・時間厳守 ・反応する（聴く、姿勢）

今日を素晴らしい1日にするために

- ・積極的に!「今・ここ・自分」
→たくさん発言し、たくさんチャレンジし、そして失敗すること!
- ・メモをする ・シェア（共有）する



講義する山田講師



研修風景

内定者向け講習会

1月15日（火）アスト津「第1会議室」において、「内定者向け講習会」を8社18名の参加者で開催しました。今回初めて、今春入社予定の学生を対象に行いました。近年、新卒採用が企業にとって厳しさを増す中、一方で、学生にとっては売り手市場で内定率が高水準で推移している等から、内定辞退者が増加し、大きな問題となっております。また、企業にとっては内定から入社までの期間フォローしていく必要がありますが、全体的にはあまり行われていない状況であります。そこで、入社まで残り2ヶ月半となり、この時期に「働く」ということを理解して頂き、学生の入社までの不安を取り除き、残りの期間で身に付けて欲しい事等をグループワークを通してマスターする内容であります。



内定者向け講習会風景

（内容）・社会人としての心構え

- ・社会人基礎力（主体性、シンキング力、協働の姿勢）
- ・入社前後の悩みへの対処法等をグループワークを通して学ぶ

講師：名古屋経済大学経済学部教授

キャリアセンター長 大黒 光一 氏

（元リクルート就職ジャーナル編集長）



講演する大黒講師

第58回ビデオライブラリー監事会・運営委員会

1月24日（木）プラザ洞津「ラ・ルミエール」において、第58回ビデオライブラリーの監査及び運営委員会（参加者4名）を開催しました。

運営委員会の前に監事2名により（株）小林機械製作所様、クレハエラストマー（株）様）監事会が行われました。続いて運営委員会が開催され、中林委員長（三重交通（株）人事部長）の挨拶の後、事務局より平成29年度事業概要並びに収支決算の報告と平成30年度の事業計画及び収支予算の説明がありました。

審議の結果、原案通り承認されました。

次に新規購入のDVD選定について説明が行われ、審議の結果原案通り承認されました。DVDの購入の件につきまして以下の通りとさせていただきます。

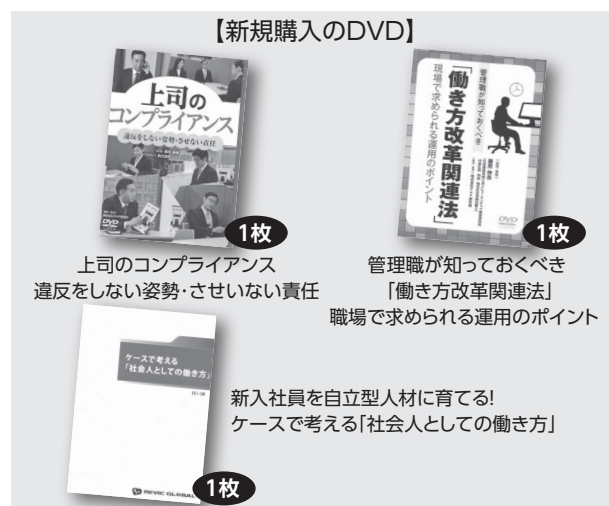
※諸事情により半年遅れの開催となっております。



監査風景



運営委員会風景



他のビデオテープ・DVD等もございますので、事務局若しくは、詳細は当協会のHPをご参照下さい。

ライフプランセミナー

～朝明高等学校～

2月6日（水）朝明高等学校3年生を対象に、ライフプランセミナーを189名の参加者で開催しました。講師は、特定非営利活動法人人材育成センター 理事長の日紫喜良守氏より下記の内容で行いました。

今回は90分でのセミナーであり、始めに昨年、三重県が作成したDVD「今、考えておきたい将来のことライフプラン」を視聴し、その後、講義を行いました。参加された学生さん達はいよいよ4月から就職・進学される生徒たちで熱心に聞き入っていました。

（主な内容）

①DVD「今、考えておきたい将来のこと
ライフプラン」

②講義

- ◎ライフプランとは・・・ ◎結婚のこと
- ◎妊娠・出産のこと ◎子育てのこと
- ◎働くこと ◎働く心構え ◎ビジネスマナー



講演する日紫喜講師



ライフプランセミナー風景
(朝明高等学校)

～白子高等学校～

2月12日（火）白子高等学校生活創造科1年生を対象に、ライフプランセミナーを40名の参加者で開催しました。講師は、グリーンストック(株)麻生領子氏より下記の内容で行いました。

今回は50分でのセミナーであり、参加された学生さん達は熱心に聞き入っていました。

（主な内容）

①講義

- ◎ライフプランとは・・・ ◎結婚のこと
- ◎妊娠・出産のこと ◎子育てのこと
- ◎働くこと ◎働く心構え
- ◎ビジネスマナー



講演する麻生講師



ライフプランセミナー風景
(白子高等学校)

～相可高等学校～

3月13日（水）相可高等学校2年生対象に、ライフプランセミナーを221名の参加者で開催しました。講師は、グリーンストック(株)の麻生領子氏より下記の内容で行いました。

今回は50分でのセミナーで、また、ライフプランセミナー最終回でありました。非常に多くの参加者で、参加された学生さん達は熱心に聞き入っていました。

（主な内容）

①講義

- ◎ライフプランとは・・・ ◎結婚のこと
- ◎妊娠・出産のこと ◎子育てのこと
- ◎働くこと ◎働く心構え
- ◎ビジネスマナー



講演する麻生講師



ライフプランセミナー風景
(相可高等学校)

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます！

2020年4月1日施行 (中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日)

非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者※1、派遣労働者）について、以下の①～③を統一的に整備します。

※1 パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになりました。
法律の名称も、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」)に変わります。

【改正の概要】

① 不合理な待遇差をなくすための規定の整備

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。
ガイドライン※2を策定し、どのような待遇差が不合理に当たるかを明確に示します。

※2 いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのかを示した
「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」
(いわゆる「同一労働同一賃金ガイドライン」)が策定されました。
(詳しくはこちら) <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190591.html>



均衡待遇規定(不合理な待遇差の禁止)

下記3点の違いを考慮した上で、不合理な待遇差を禁止します
①職務内容※3、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情

均等待遇規定(差別的取扱いの禁止)

下記2点と同じ場合、差別的取扱いを禁止します

①職務内容※3、②職務内容・配置の変更の範囲

※3 職務の内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。

派遣労働者については、下記のいずれかを確保することを義務化します。

(1)派遣先の労働者との均等・均衡待遇

(2)一定の要件を満たす労使協定による待遇

★併せて、派遣先になろうとする事業主に対し、派遣先労働者の待遇に関する派遣元への情報提供義務を新設します。

【改正前→改正後】○:規定あり△:配慮規定×:規定なし
◎:規定の解釈の明確化

	パート	有期	派遣
均衡待遇規定	○ → ◎	○ → ◎	△ → ○+労使協定
均等待遇規定	○ → ○	× → ○	× → ○+労使協定
ガイドライン	× → ○	× → ○	× → ○

② 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」など、自身の待遇について説明を求めることができるようになります。
事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

	パート	有期	派遣
雇用管理上の措置の内容(※4)(雇入れ時)	○ → ○	× → ○	○ → ○
待遇決定に際しての考慮事項(求めがあった場合)	○ → ○	× → ○	○ → ○
待遇差の内容・理由(求めがあった場合)	× → ○	× → ○	× → ○

【改正前→改正後】○:説明義務の規定あり×:説明義務の規定なし

※4 賃金、福利厚生、教育訓練など

③ 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続(行政ADR)※5の規定の整備

※5 事業主と労働者との間の紛争を、裁判をせずに解決する手続きのことをいいます。

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。

「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても、行政ADRの対象となります。

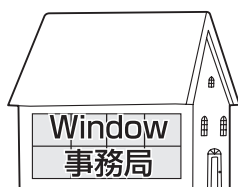
【改正前→改正後】○:規定あり△:部分的に規定あり(均衡待遇は対象外)
×:規定なし

	パート	有期	派遣
行政による助言・指導等	○ → ○	× → ○	○ → ○
行政ADR	△ → ○	× → ○	× → ○

問い合わせ先

内容	名称	電話
パートタイム・有期雇用労働法	三重労働局雇用環境・均等室	059-226-2318
労働者派遣法の改正	三重労働局職業安定部需給調整事業室	059-226-2165

○なお、具体的な労務管理の手法については、「三重県働き方改革推進支援センター」にてご相談いただけます。



新会員の紹介

OCC社会保険労務士事務所

事業内容 社労士事務所

代表者 代表特定社会保険労務士 岡田 健

所在地 津市大倉13-19 アコギビル2F

電話 059-269-6578

FAX 059-269-6579

ホームページ <http://office-okada.com/>



株式会社あしたのチーム 四日市支社

事業内容 人事関連サービス(人事評価制度構築・運用支援サービス)

代表者 四日市支社 支社長 丹羽 輝旭

所在地 四日市市安島2-10-16 ミッドビルディング四日市4F

電話 059-325-7016

FAX 059-355-0090

ホームページ <https://www.ashita-team.com/>



れんらく・つうしん

2019年度 会員総会及び特別講演

日時／2019年6月19日(水) 14:00～16:00

会員総会	14:00～14:50
休憩	14:50～15:00
特別講演	15:00～16:00

会場／プラザ洞津 2階『末広』
津市新町1-6-28
(津新町駅下車西へ徒歩3分)
Tel.059-227-3291

特別講演：「持続可能な環境・経済・社会づくり」
～SDGsを理解するために～

講師：国立大学法人 三重大学
地域イノベーション推進機構
地域戦略センター
産学官連携アドバイザー
社会連携特任教授 川井 勝氏

社会保険(健康保険・厚生年金保険) 実務講座

日時／2019年6月26日(水) 13:00～17:00

会場／プラザ洞津 2階「明日香の間」
津市新町1-6-28
(津新町駅下車西へ徒歩3分)
Tel.059-227-3291

内容／①社会保険調査の実態と企業防衛策
②社会保険をめぐる法改正とマイナンバー対応
③健康保険・厚生年金保険の定例事務
(算定基礎届・月額変更届)
④社会保険実務で気をつけたいことQ&A

講師
特定社会保険労務士 小岩 広宣氏
社会保険労務士法人ナデック 代表社員
特定社会保険労務士 特定行政書士

参加会費 会員会社 1名につき 10,000円
非会員会社 // 18,000円

※詳細につきましては、当協会のホームページをご参照下さい。

ご存知ですか…こんな機関？

出向・移籍支援事業

「失業なき労働移動」をめざして

人材送出企業

- 人員に余剰感がある
- 雇用調整を検討している

- 一時的に仕事量が減り社員の出向先を探しておられる企業
- 支店閉鎖、工場閉鎖などで社員の移籍先を探しておられる企業
- 工場移転を計画されており人材の過不足が発生する企業
- 不採算部門があり人材の移動を考えておられる企業
- 事業規模の縮小を計画されている企業

産業雇用安定センター 三重事務所

送出情報の
収集・登録

受入情報の
提供

受入情報の
収集・登録

送出情報の
提供

企業どうしの話し合い・面接

出向・移籍の成立

無料

人材受入企業

- 事業の拡大、欠員発生などにより、必要な要員を確保したい企業
- 新規部門に精通した人材を採用したい
- 経験豊富な即戦力の人材を確保したい企業

- 人員が不足している
- 人材の補充を検討している

当センターをご利用いただく場合は
前もってご連絡ください。

公益財団法人
産業雇用安定センター 三重事務所
TEL 059-225-5449

業務日誌 (2019.1.3)

事業名	とき	ところ
内定者向け講習会	1/15(火)	アスト津
労務管理改善協力委員会 1月第2部会	1/18(金)	プラザ洞津
MVL監査・第58回運営委員会	1/24(木)	プラザ洞津
21世紀のエネルギーを考える会・みえ「E&Eサロン」 三重県経営者協会女性懇話会・三重県中小企業レディース中央会合同参加	2/5(火)	プラザ洞津
第61回三重労使会議及び労使セミナー	2/12(火)	津都ホテル
中部経協三県連携事業 新入社員フォロー研修 第3回「2年目社員へのステップアップ」	2/22(金)	プラザ洞津
ライフプランセミナー	2/6(水)	朝明高等学校
	2/12(火)	白子高等学校
	3/13(水)	相可高等学校
第18回「素敵な出会いの会」ハピマリ	3/9(土)	伝七郎・神楽



三重県経営者協会

TEL 059-228-3557

FAX 059-228-3710

ホームページ

<http://miekeikyo.jp>

E-mail

info@miekeikyo.jp

〒514-8691 津市丸之内養正町4-1森永三重ビル3F

2019年4月25日 発行
発行人／三重県経営者協会